



# 宮 崎 県 公 報

平成28年2月18日(木曜日) 第 2769 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 規 則

○公有財産取扱規則の一部を改正する規則…………… (総務課) 1

### 告 示

○民有林の保安林の指定予定 (3 件) …………… (自然環境課) 1

○民有林の保安林の指定…………… ( " ) 2

○保安林の指定施業要件の変更予定の通知…………… ( " ) 2

○道路の区域の変更 (2 件) …………… (道路保全課) 2

○道路の供用の開始…………… ( " ) 3

○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 3

○土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( " ) 6

○宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出…………… (会計課) 8

### 訓 令

○公印規程の一部を改正する訓令…………… (総務課) 8

### 公 告

○公共測量終了の通知…………… (管理課) 9

○都市計画の変更の案の縦覧…………… (都市計画課) 9

### 教育委員会告示

○宮崎県指定有形文化財の指定…………… 9

○宮崎県指定無形民俗文化財の指定…………… 9

## 規 則

公有財産取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年2月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第8号

#### 公有財産取扱規則の一部を改正する規則

公有財産取扱規則(昭和39年宮崎県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(教育長等の補助執行)	(教育次長等の補助執行)
第38条 次に掲げる事務は、 <u>教育長</u> に補助執行させるものとする。	第38条 次に掲げる事務は、 <u>教育次長</u> に補助執行させるものとする。
(1)~(3) [略]	(1)~(3) [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
(準用)	(準用)
第39条 第5条(第4号、第6号、第7号、第9号及び第10号を除く。)並びに第2章及び第4章の規定は、前条第1項又は第2項の規定により <u>教育長</u> 又は警察本部長が補助執行する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「部局長」とあるのは、「 <u>教育長</u> 又は警察本部長」と読み替えるものとする。	第39条 第5条(第4号、第6号、第7号、第9号及び第10号を除く。)並びに第2章及び第4章の規定は、前条第1項又は第2項の規定により <u>教育次長</u> 又は警察本部長が補助執行する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「部局長」とあるのは、「 <u>教育次長</u> 又は警察本部長」と読み替えるものとする。
2 [略]	2 [略]

### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 告 示

### 宮崎県告示第99号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成28年2月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字橋ノ元7227-24、7227-36
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字橋ノ元7227-24(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 100号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成28年2月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字滝ノ内4786-2、4786-5、4786-202、4786-206、4786-210
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 101号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成28年2月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町下三ヶ字瀬渡 533-1 から 533-3 まで、533-5、533-6、534-2、540-ロ-乙、544、546-1、546-2
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

て縦覧に供する。)

宮崎県告示第 102号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成28年2月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字酒谷字割岩河内甲4144、甲4145-乙、甲4147-1 から甲4147-4 まで、甲4150、甲4150-乙、甲4151-2 から甲4151-4 まで、甲4151-乙、甲4151-丁、甲4152-1、甲4152-2
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 103号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成28年2月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(国有林及び重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第 283号で指定された重要流域をいう。))に係るものに限る。)で定めるところによる。

昭和42年7月1日農林省告示第 998号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 104号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年2月18日から平成28年3月3日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年2月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 5 03号	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字碓51 41番1地先 から同郡同 村同大字字 堂ノ元4908 番7地先ま で	旧	4.4～ 43.0	585.6
				新	11.4～ 71.1	585.6

宮崎県告示第 105号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年 2 月18日から平成28年 3 月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 2 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
307	県道	尾鈴川 南停車場線	児湯郡川南 町大字川南 字道東 132 47番5地先 から同郡同 町同大字同 字 13247番 5地先まで	旧	10.1～ 10.2	1.8
				新	22.2～ 22.4	1.8

宮崎県告示第 106号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年 2 月18日から平成28年 3 月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 2 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
307	県道	尾鈴川 南停車場線	児湯郡川南 町大字川南 字道東 132 47番5地先 から同郡同 町同大字同 字 13247番	平成28年 2 月18日

			5地先まで	
--	--	--	-------	--

宮崎県告示第 107号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年 2 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
宮 崎 市	東屋久尾1	01- 303- 1 - 005	土 石 流
	三 迫 谷	01- 303- 1 - 006	土 石 流
	西 野 久 尾	01- 303- 3 - 013	土 石 流
	長田六田- 新①	01- 201- 3 - 080 -新①	土 石 流
	竹 篠 谷	01- 201- 1 - 037	土 石 流
	竹篠谷-新 ①	01- 201- 1 - 037 -新①	土 石 流
	長 田 六 田	01- 201- 3 - 080	土 石 流
	竹 篠 南	01- 201- 3 - 073	土 石 流
	竹 篠 中	01- 201- 3 - 074	土 石 流
	田上1-新 ①	01- 301- 2 - 001 -新①	土 石 流
	丸 目 谷 川	01- 301- 1 - 001	土 石 流
	丸目谷川- 新①	01- 301- 1 - 001 -新①	土 石 流
	丸目谷川- 新②	01- 301- 1 - 001 -新②	土 石 流
	上 丸 目 谷	01- 301- 1 - 002	土 石 流
	上丸目谷- 新①	01- 301- 1 - 002 -新①	土 石 流
七野谷-新 ①	01- 302- 1 - 004 -新①	土 石 流	

七野谷-新②	01-302-1-004-新②	土 石 流	梶ヶ迫-2-新①	II-1-4093-新①	急傾斜地の崩壊
中山 1	01-201-3-098	土 石 流	上 村	I-1-0035	急傾斜地の崩壊
中山 2	01-201-3-099	土 石 流	上村-新①	I-1-0035-新①	急傾斜地の崩壊
中山 3	01-201-3-100	土 石 流	野久尾-1	I-1-0135	急傾斜地の崩壊
中山 4	01-201-3-101	土 石 流	野久尾-2	I-1-0165	急傾斜地の崩壊
中山 5	01-201-3-102	土 石 流	三迫谷-2	I-1-0173	急傾斜地の崩壊
菰 迫	II-1-4094	急傾斜地の崩壊	西野久尾-1	I-1-3085	急傾斜地の崩壊
菰迫-新①	II-1-4094-新①	急傾斜地の崩壊	田 島 - 1	II-1-4312	急傾斜地の崩壊
菰迫-新②	II-1-4094-新②	急傾斜地の崩壊	田 島 - 2	II-1-4313	急傾斜地の崩壊
野 添	II-1-4095	急傾斜地の崩壊	西野久尾-4	III-1-9259	急傾斜地の崩壊
上富吉-新③	I-1-0034-新③	急傾斜地の崩壊	野 首 - 1	I-1-0023	急傾斜地の崩壊
上富吉-新④	I-1-0034-新④	急傾斜地の崩壊	野首-1-新①	I-1-0023-新①	急傾斜地の崩壊
上富吉-新⑤	I-1-0034-新⑤	急傾斜地の崩壊	野首-1-新②	I-1-0023-新②	急傾斜地の崩壊
原 田	II-1-4096	急傾斜地の崩壊	野 首 - 2	I-1-3062	急傾斜地の崩壊
上 富 吉	I-1-0034	急傾斜地の崩壊	野首-2-新①	I-1-3062-新①	急傾斜地の崩壊
上富吉-新①	I-1-0034-新①	急傾斜地の崩壊	瓜生野上野	I-2-2033	急傾斜地の崩壊
上富吉-新②	I-1-0034-新②	急傾斜地の崩壊	瓜生野上野-新①	I-2-2033-新①	急傾斜地の崩壊
山ノ下-1	II-1-4092	急傾斜地の崩壊	瓜生野上野-新②	I-2-2033-新②	急傾斜地の崩壊
山ノ下-2	III-1-9062	急傾斜地の崩壊	瓜生野上野-新③	I-2-2033-新③	急傾斜地の崩壊
梶ヶ迫-1	II-1-4003	急傾斜地の崩壊	瓜生野上野-新④	I-2-2033-新④	急傾斜地の崩壊
梶ヶ迫	II-1-2036	急傾斜地の崩壊	上 野 - 2	II-1-4047	急傾斜地の崩壊
梶ヶ迫-新①	II-1-2036-新①	急傾斜地の崩壊	上野-2-新①	II-1-4047-新①	急傾斜地の崩壊
梶ヶ迫-2	II-1-4093	急傾斜地の崩壊			

上野 - 2 - 新②	Ⅱ - 1 - 4047 - 新②	急傾斜地の崩壊	藤元 - 新④	Ⅲ - 1 - 9175 - 新④	急傾斜地の崩壊
上野 - 2 - 新③	Ⅱ - 1 - 4047 - 新③	急傾斜地の崩壊	岡	Ⅲ - 1 - 9176	急傾斜地の崩壊
上野 - 2 - 新④	Ⅱ - 1 - 4047 - 新④	急傾斜地の崩壊	丸目 - 2	Ⅱ - 1 - 4245	急傾斜地の崩壊
上野 - 2 - 新⑤	Ⅱ - 1 - 4047 - 新⑤	急傾斜地の崩壊	丸目 - 2 - 新①	Ⅱ - 1 - 4245 - 新①	急傾斜地の崩壊
上野 - 3	Ⅱ - 1 - 4048	急傾斜地の崩壊	丸目 - 4	Ⅱ - 1 - 4247	急傾斜地の崩壊
竹篠中 - 1	Ⅱ - 1 - 4049	急傾斜地の崩壊	丸目 - 5	Ⅱ - 1 - 4248	急傾斜地の崩壊
竹篠中 - 2	Ⅱ - 1 - 4050	急傾斜地の崩壊	丸目 - 6	Ⅱ - 1 - 4249	急傾斜地の崩壊
竹篠中 - 3	Ⅱ - 1 - 4051	急傾斜地の崩壊	丸目 - 1	I - 1 - 3076	急傾斜地の崩壊
竹篠南 - 1	Ⅱ - 1 - 4052	急傾斜地の崩壊	丸目 - 1 - 新①	I - 1 - 3076 - 新①	急傾斜地の崩壊
竹篠南 - 3	Ⅱ - 1 - 4054	急傾斜地の崩壊	丸目 - 1 - 新②	I - 1 - 3076 - 新②	急傾斜地の崩壊
竹篠中 - 4	Ⅲ - 1 - 9045	急傾斜地の崩壊	丸目 - 7	Ⅱ - 1 - 4250	急傾斜地の崩壊
竹篠中 - 5	Ⅲ - 1 - 9046	急傾斜地の崩壊	丸目 - 7 - 新①	Ⅱ - 1 - 4250 - 新①	急傾斜地の崩壊
竹篠中 - 5 - 新①	Ⅲ - 1 - 9046 - 新①	急傾斜地の崩壊	丸目 - 14	Ⅲ - 1 - 9185	急傾斜地の崩壊
竹篠南 - 5	Ⅲ - 1 - 9047	急傾斜地の崩壊	片井野	I - 1 - 0127	急傾斜地の崩壊
竹篠南 - 6	Ⅲ - 1 - 9048	急傾斜地の崩壊	麓 - 1	Ⅱ - 1 - 4271	急傾斜地の崩壊
田上 - 1	Ⅱ - 1 - 4243	急傾斜地の崩壊	麓 - 2	Ⅱ - 1 - 4272	急傾斜地の崩壊
田上 - 2	Ⅱ - 1 - 4244	急傾斜地の崩壊	七野	Ⅲ - 1 - 9227	急傾斜地の崩壊
谷ノ口 - 1	Ⅱ - 1 - 4231	急傾斜地の崩壊	麓 - 3	Ⅲ - 1 - 9228	急傾斜地の崩壊
中泉 - 2	Ⅲ - 1 - 9174	急傾斜地の崩壊	片井野 - 4	Ⅲ - 1 - 9252	急傾斜地の崩壊
中泉 - 2 - 新①	Ⅲ - 1 - 9174 - 新①	急傾斜地の崩壊	麓 - 5	Ⅲ - 1 - 9230	急傾斜地の崩壊
藤元	Ⅲ - 1 - 9175	急傾斜地の崩壊	麓 - 5 - 新①	Ⅲ - 1 - 9230 - 新①	急傾斜地の崩壊
藤元 - 新①	Ⅲ - 1 - 9175 - 新①	急傾斜地の崩壊	長嶺	I - 1 - 0047	急傾斜地の崩壊
藤元 - 新②	Ⅲ - 1 - 9175 - 新②	急傾斜地の崩壊	長嶺 - 新①	I - 1 - 0047 - 新①	急傾斜地の崩壊
藤元 - 新③	Ⅲ - 1 - 9175 - 新③	急傾斜地の崩壊	大下 - 1 - 新①	I - 1 - 0048 - 新①	急傾斜地の崩壊

唐 木 町	I - 1 - 3003	急傾斜地の崩壊
-------	--------------	---------

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 108号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年2月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 ( 溪 流 ) 番 号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	西野久尾	01- 303- 3 - 013	土 石 流
	長田六田-新①	01- 201- 3 - 080-新①	土 石 流
	竹 篠 谷	01- 201- 1 - 037	土 石 流
	竹篠谷-新①	01- 201- 1 - 037-新①	土 石 流
	長 田 六 田	01- 201- 3 - 080	土 石 流
	竹 篠 南	01- 201- 3 - 073	土 石 流
	竹 篠 中	01- 201- 3 - 074	土 石 流
	田上1-新①	01- 301- 2 - 001-新①	土 石 流
	丸目谷川-新①	01- 301- 1 - 001-新①	土 石 流
	丸目谷川-新②	01- 301- 1 - 001-新②	土 石 流
	上丸目谷-新①	01- 301- 1 - 002-新①	土 石 流
	中 山 1	01- 201- 3 - 098	土 石 流
	中 山 2	01- 201- 3 - 099	土 石 流
	中 山 5	01- 201- 3 - 102	土 石 流
	菰 迫	II - 1 - 4094	急傾斜地の崩壊

菰迫-新①	II - 1 - 4094-新①	急傾斜地の崩壊
菰迫-新②	II - 1 - 4094-新②	急傾斜地の崩壊
野 添	II - 1 - 4095	急傾斜地の崩壊
上富吉-新③	I - 1 - 0034-新③	急傾斜地の崩壊
上富吉-新④	I - 1 - 0034-新④	急傾斜地の崩壊
上富吉-新⑤	I - 1 - 0034-新⑤	急傾斜地の崩壊
原 田	II - 1 - 4096	急傾斜地の崩壊
上 富 吉	I - 1 - 0034	急傾斜地の崩壊
上富吉-新①	I - 1 - 0034-新①	急傾斜地の崩壊
上富吉-新②	I - 1 - 0034-新②	急傾斜地の崩壊
山ノ下-1	II - 1 - 4092	急傾斜地の崩壊
山ノ下-2	III - 1 - 9062	急傾斜地の崩壊
梶ヶ迫-1	II - 1 - 4003	急傾斜地の崩壊
梶ヶ迫	II - 1 - 2036	急傾斜地の崩壊
梶ヶ迫-新①	II - 1 - 2036-新①	急傾斜地の崩壊
梶ヶ迫-2	II - 1 - 4093	急傾斜地の崩壊
梶ヶ迫-2-新①	II - 1 - 4093-新①	急傾斜地の崩壊
上 村	I - 1 - 0035	急傾斜地の崩壊
上村-新①	I - 1 - 0035-新①	急傾斜地の崩壊
野久尾-1	I - 1 - 0135	急傾斜地の崩壊
野久尾-2	I - 1 - 0165	急傾斜地の崩壊
三迫谷-2	I - 1 - 0173	急傾斜地の崩壊
西野久尾-1	I - 1 - 3085	急傾斜地の崩壊



田島 - 1	Ⅱ - 1 - 4312	急傾斜地の崩壊	竹篠南 - 1	Ⅱ - 1 - 4052	急傾斜地の崩壊
田島 - 2	Ⅱ - 1 - 4313	急傾斜地の崩壊	竹篠南 - 3	Ⅱ - 1 - 4054	急傾斜地の崩壊
西野久尾 - 4	Ⅲ - 1 - 9259	急傾斜地の崩壊	竹篠中 - 4	Ⅲ - 1 - 9045	急傾斜地の崩壊
野首 - 1	I - 1 - 0023	急傾斜地の崩壊	竹篠中 - 5	Ⅲ - 1 - 9046	急傾斜地の崩壊
野首 - 1 - 新①	I - 1 - 0023 - 新①	急傾斜地の崩壊	竹篠中 - 5 - 新①	Ⅲ - 1 - 9046 - 新①	急傾斜地の崩壊
野首 - 1 - 新②	I - 1 - 0023 - 新②	急傾斜地の崩壊	竹篠南 - 5	Ⅲ - 1 - 9047	急傾斜地の崩壊
野首 - 2	I - 1 - 3062	急傾斜地の崩壊	竹篠南 - 6	Ⅲ - 1 - 9048	急傾斜地の崩壊
野首 - 2 - 新①	I - 1 - 3062 - 新①	急傾斜地の崩壊	田上 - 1	Ⅱ - 1 - 4243	急傾斜地の崩壊
瓜生野上野 - 新①	I - 2 - 2033 - 新①	急傾斜地の崩壊	田上 - 2	Ⅱ - 1 - 4244	急傾斜地の崩壊
瓜生野上野 - 新②	I - 2 - 2033 - 新②	急傾斜地の崩壊	谷ノ口 - 1	Ⅱ - 1 - 4231	急傾斜地の崩壊
瓜生野上野 - 新③	I - 2 - 2033 - 新③	急傾斜地の崩壊	中泉 - 2	Ⅲ - 1 - 9174	急傾斜地の崩壊
瓜生野上野 - 新④	I - 2 - 2033 - 新④	急傾斜地の崩壊	中泉 - 2 - 新①	Ⅲ - 1 - 9174 - 新①	急傾斜地の崩壊
上野 - 2	Ⅱ - 1 - 4047	急傾斜地の崩壊	藤元	Ⅲ - 1 - 9175	急傾斜地の崩壊
上野 - 2 - 新②	Ⅱ - 1 - 4047 - 新②	急傾斜地の崩壊	藤元 - 新①	Ⅲ - 1 - 9175 - 新①	急傾斜地の崩壊
上野 - 2 - 新③	Ⅱ - 1 - 4047 - 新③	急傾斜地の崩壊	藤元 - 新②	Ⅲ - 1 - 9175 - 新②	急傾斜地の崩壊
上野 - 2 - 新④	Ⅱ - 1 - 4047 - 新④	急傾斜地の崩壊	藤元 - 新③	Ⅲ - 1 - 9175 - 新③	急傾斜地の崩壊
上野 - 2 - 新⑤	Ⅱ - 1 - 4047 - 新⑤	急傾斜地の崩壊	藤元 - 新④	Ⅲ - 1 - 9175 - 新④	急傾斜地の崩壊
上野 - 3	Ⅱ - 1 - 4048	急傾斜地の崩壊	岡	Ⅲ - 1 - 9176	急傾斜地の崩壊
竹篠中 - 1	Ⅱ - 1 - 4049	急傾斜地の崩壊	丸目 - 2	Ⅱ - 1 - 4245	急傾斜地の崩壊
竹篠中 - 2	Ⅱ - 1 - 4050	急傾斜地の崩壊	丸目 - 2 - 新①	Ⅱ - 1 - 4245 - 新①	急傾斜地の崩壊
竹篠中 - 3	Ⅱ - 1 - 4051	急傾斜地の崩壊	丸目 - 4	Ⅱ - 1 - 4247	急傾斜地の崩壊
			丸目 - 5	Ⅱ - 1 - 4248	急傾斜地の崩壊
			丸目 - 6	Ⅱ - 1 - 4249	急傾斜地の崩壊
			丸目 - 1	I - 1 - 3076	急傾斜地の崩壊
			丸目 - 1 - 新①	I - 1 - 3076 - 新①	急傾斜地の崩壊

丸目 - 1 - 新②	I - 1 - 3076 - 新②	急傾斜地の崩壊
丸目 - 7	II - 1 - 4250	急傾斜地の崩壊
丸目 - 7 - 新①	II - 1 - 4250 - 新①	急傾斜地の崩壊
丸目 - 14	III - 1 - 9185	急傾斜地の崩壊
片井野	I - 1 - 0127	急傾斜地の崩壊
麓 - 1	II - 1 - 4271	急傾斜地の崩壊
麓 - 2	II - 1 - 4272	急傾斜地の崩壊
七野	III - 1 - 9227	急傾斜地の崩壊
麓 - 3	III - 1 - 9228	急傾斜地の崩壊
片井野 - 4	III - 1 - 9252	急傾斜地の崩壊
麓 - 5	III - 1 - 9230	急傾斜地の崩壊
麓 - 5 - 新①	III - 1 - 9230 - 新①	急傾斜地の崩壊
長嶺	I - 1 - 0047	急傾斜地の崩壊

長嶺 - 新①	I - 1 - 0047 - 新①	急傾斜地の崩壊
大下 - 1 - 新①	I - 1 - 0048 - 新①	急傾斜地の崩壊
唐木町	I - 1 - 3003	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 109号

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成28年2月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

変更前		変更後		変更年月日
売りさばきをする場所	売りさばき人の名称	売りさばきをする場所	売りさばき人の名称	
都城市上川東3丁目4号1番	都城農業協同組合	都城市上川東3丁目6号1番 都城農業協同組合祝吉支店内	都城農業協同組合	平成28年2月1日

訓 令

公印規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成28年2月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第1号

本 庁  
各出先機関

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程(昭和37年訓令第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表(第2条関係)						別表(第2条関係)					
種類	印影のひな形	印影の寸法 (ミリメートル)	個数	使用範囲	公印管守者	種類	印影のひな形	印影の寸法 (ミリメートル)	個数	使用範囲	公印管守者
[略]						[略]					
宮崎県知事印	鳥獣保護法 専用	方 27	7	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく免許、狩猟者登録、許可及び鳥獣の登録用	西臼杵支庁長 各農林振興局長	宮崎県知事印	鳥獣保護法 専用	方 27	7	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく免許、狩猟者登録、許可及び鳥獣の登録用	西臼杵支庁長 各農林振興局長
	宮崎県知事印						宮崎県知事印				



[略]		[略]				
宮 崎 県 県税・総務 事務所長印	[略]	宮 崎 県 県税・総務 事務所長印	[略]			
		宮 崎 県 立 産 業 技 術 専 門 校 長 印	宮 崎 県 立 産 業 技 術 専 門 校 長 印	方 12	1	証 明 書 用 県立産業技 術専門校長
宮崎県立産 業技術専門 校高鍋校長 印	[略]	宮崎県立産 業技術専門 校高鍋校長 印	[略]			
		宮崎県立産 業技術専門 校高鍋校長 印	宮 崎 県 立 産 業 技 術 専 門 校 高 鍋 校 長 印	方 12	1	証 明 書 用 県立産業技 術専門校高 鍋校長
[略]		[略]				

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

公 告

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2725号により公告した公共測量（3 級基準点測量）が平成27年10月13日終了した旨、九州防衛局長から通知があった。

平成28年 2 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成28年 2 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称  
日南都市計画臨港地区 油津港臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
日南市園田 3 丁目の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日南土木事務所及び日南市建設課
  - (2) 期間  
平成28年 2 月18日から平成28年 3 月 3 日まで

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第 3 号

宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり宮崎県指定有形文化財に指定する。

平成28年 2 月18日

宮崎県教育委員会委員長 島 原 俊 英

種 別	名 称	所 在 地	所 有 者
県指定有形文化財	三猿蒔絵鞍籠	都城市早鈴町18街区 5 号 都城島津邸	都城市
県指定有形文化財	本田文書	都城市早鈴町18街区 5 号 都城島津邸	都城市
県指定有形文化財	列朝制度	都城市早鈴町18街区 5 号 都城島津邸	都城市

宮崎県教育委員会告示第 4 号

宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第26条第 1 項の規定により、次のとおり宮崎県指定無形民俗文化財に指定する。

平成28年 2 月18日

宮崎県教育委員会委員長 島 原 俊 英

種 別	名 称	所 在 地	保 存 団 体
県指定無形民俗文化財	椎葉の焼畑農耕	椎葉村向山日添地区	焼畑蕎麦苦楽部